

## 第60回 通常総代会開会挨拶



理事長 西村勝義

開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。本日第60回の北条砂丘土地改良区総代会を開催しましたところ、年度末で大変公務ご多忙のところ北栄町長さんにおいてを頂き本当に有難うございました。また、日頃より改良区に対しまして、ご支援、ご指導を賜りまして重ねてお礼を申し上げます。総代の皆様には大変お寒い中、多数のご出席を頂き有難うございました。皆様には日頃から改良区の事業推進、運営に対しましてご協力頂きこの場をお借りしてお礼を申し上げる次第であります。

3月11日の東日本の大震災では地震と共に大津波という大変な災害となりました。建物はもちろん農地が一度に飲み込まれるという惨状を見、また、同時に原発の事故も発生するという事で、自分のところで災害が起きたらどうなるだろうという心境で新聞、テレビ報道を見ました。多くのお亡くなりになられた方、災害を受けられた方々の気持ちを思いますと、これからの生活、農家も農地を失い、また、出荷しても原発の放射能の風評被害などやりきれない気持ちであろうと思います。一日も早い復興を願うと共に心から御見舞申し上げる次第であります。

改良区設立から60年を迎えるわけですが、これまで多くの組合員のご協力によりまして、かんがい施設の整備を行ってまいりました。今日では、自動化した散水を行う最先端のかんがい施設と、立派な農地が整備されました。しかしながら、立派な施設と農地を持ちながら、ここ数十年の農業情勢は厳しく、後継者がなかなか育たない、遊休農地の増加する現状があります。従いまして、農家の負担も大変だと思っており、維持管理費の値上げが出来なかったわけでありまして、平成21年度の総代会で申し上げました未収賦課金対策につきましては役員一丸となって取り組み、97.8%の徴収率となりました。この維持管理費につきましては、10年間値上げを行っておりません。現在の10a 8,800円では、運営費が不足し、決済金特別会計から年間1,100万円から1,300万円の繰り入れを行って運営を行っております。このままでは、10年程度で決済金特別会計の残額が無くなり、一気に10a 11,000円程度の維持管理費となります。理事会としましては決済金特別会計がなくなる前に計画的に値上げをさせて頂きたいと考えております。平成23年度は、今申し上げましたような理由で、本来の負担額の1/3程度であります、10a 600円の値上げを提案させて頂きました。

それから、農水省の低炭素むらづくりモデル支援事業であります、平成21年度に全国7箇所のモデル地区として採択され、国50%、県10%、北栄町10%の補助を頂き地元負担は30%であります。北栄町の協力を頂きながら、北栄低炭素むらづくり協議会として活動しております。

平成22年度は土地改良区の5箇所の揚水機場屋根に太陽光発電設備を設置いたしました。基本構想は、北栄町は自然環境の町として取り組んでおられ、その一翼を担うという意味あいもございますが、将来の土地改良区経費の負担軽減につながることも目的としており、是非とも成功させたいと考えております。

このモデル事業では啓発用に、玄関に表示パネルを設置しておりますが、パンフレット等ソフト事業にも取り組んでおります。

最後になりますが、改良区運営にご尽力頂きました方々が亡くなられております。平成22年10月に現職総代の下神の吉田正人様、平成23年1月に元理事の由良宿の吉田貢様、平成23年3月に現職代表理事の久長忠様でございます。皆様と供に哀悼の意を捧げたいと思います。

本日は22議案を提案しておりますが、理事会、各委員会でも十分なる検討を行って提案するものであります。本日は十分なるご審議を頂きまして、原案どおり可決承認して頂きますようお願い申し上げます。簡単でございますが開会のご挨拶といたします。

# 第60回 通常総代会開催



平成23年3月25日午後1時30分より、北条砂丘土地改良区会議室において、松本北栄町長のご臨席を賜り、第60回通常総代会を開催しました。

総代46人（定数65人、出席率71%）の出席をいただき、議長には北栄町江北の西村進総代が選出され、提出された22議案を原案どおり可決決定し午後3時45分閉会しました。

なお、提出議案のうち平成21年度決算及び平成23年度予算の概要は下記のとおりです。

## 《平成21年度 一般会計決算》

(収入)

科目	決算額	付記
1 組合費	110,701,115円	経常賦課金、特別賦課金
2 助成金	4,662,653	町補助金他
3 財産収入	11,978	預金利息
4 使用料手数料	93,220	施設使用、手数料
5 繰入金	16,197,501	特別会計から経常費他繰入
6 雑収入	3,274,515	修理代、延滞利息等
7 維持管理適正化事業	5,670,000	県土連事業交付金
8 繰越金	153,378	前年度繰越金
合計	140,764,360	

(支出)

科目	決算額	付記
1 事務費	25,442,442円	事務費、総代会費
2 事業費	9,617,558	維持管理適正化事業 他
3 負担金	5,000	県土連負担金
4 維持管理費	37,884,959	揚水管理費 他
5 償還金及び利子	55,793,400	畑総、平準化償還
6 繰出金	9,578,429	職員退職給与金他
7 諸費	2,099,778	賦課金徴収手数料他
8 予備費	0	
合計	140,421,566	

差引残額 342,794円は翌年度に繰越

## 《平成21年度 決済金特別会計決算》

(収入)

科目	決算額	付記
1 決済金	12,542,249円	0.9ha地区除外他
2 雑収入	505,958	預金利息 他
3 繰越金	148,629,938	前年度繰越金
合計	161,678,145	

(支出)

科目	決算額	付記
1 繰出金	16,833,504円	一般会計繰出金
2 繰越金	144,844,641	次年度繰越金
合計	161,678,145	

## 《平成21年度 職員退職給与金特別会計決算》

(収入)

科目	決算額	付記
1 一般会計繰入金	4,000,000円	
2 雑収入	82,863	預金利息
3 繰越金	24,782,419	前年度繰越金
合計	28,865,282	

(支出)

科目	決算額	付記
1 退職給与金	0円	
2 繰越金	28,865,282	次年度繰越金
合計	28,865,282	

組合員の財産であります土地改良施設の維持管理には、多額の費用がかかっております。土地改良区では今後とも適正な維持管理に万全を期したいと考えておりますので、漏水を発見されたり、いつもより水の出が悪いなど異常があれば、改良区まで至急ご連絡下さい。  
(電話0858-36-2004)



## 《平成21年度 財産目録》

平成22年5月31日調整

摘 要	金 額
<b>【資 産】</b>	円
流動資産	14,476,382
(1) 現金及び預金	342,794
(2) 未収賦課金	14,133,588
特定資産	173,709,923
(1) 職員退職給与積立金見返預金	28,865,282
(2) 転用決済金積立金見返預金	144,844,641
基本資産	8,000
(1) 鳥取中央農業協同組合出資金	8,000
修理資材	2,196,123
固定資産	
宅地（改良区事務所敷地）	2,032㎡
ため池・水槽（下神、由良西浜、江北）	6,956㎡
雑種地（揚水機場用地・ボックス等）	9,059㎡
山林・田・畑	1,929㎡
道路	382,435㎡
水路	6,304㎡
電磁弁用地	1,108㎡
資産合計	190,390,428円

摘 要	金 額
<b>【負 債】</b>	円
長期負債	459,675,431
(1) 日本政策金融公庫（畑地帯総合整備事業）	446,805,431
(2) 鳥取中央農業協同組合北条支所（償還平準化事業）	12,870,000
積立金	173,709,923
(1) 職員退職給与引当金積立金	28,865,282
(2) 転用決済金積立金	144,844,641
負債合計	633,385,354円

## 《平成23年度 一般会計予算》

(収 入)

科 目	予算額	付 記
1 組合費	113,205千円	經常賦課金、特別賦課金
2 助成金	3,543	町補助金他
3 財産収入	5	預金利息
4 使用料及び手数料	86	土地使用料、手数料 他
5 繰入金	8,475	特別会計から經常費他繰入
6 雑収入	403	過年度未収金 他
7 維持管理適正化事業	5,670	県土連事業交付金
8 繰越金	100	前年度繰越金
合 計	131,487	

(支 出)

科 目	予算額	付 記
1 事務費	23,509千円	事務費、総代会費
2 事業費	8,900	維持管理適正化事業 他
3 負担金	25	県土連負担金 他
4 維持管理費	37,043	揚水管理費 他
5 償還及び利子	52,241	ほ場整備平準化、畑総
6 繰出金	7,389	職員退職給与金 他
7 諸 費	1,980	賦課金徴収手数料 他
8 予備費	400	
合 計	131,487	

## 《平成23年度 決済金特別会計予算》

(収 入)

科 目	予算額	付 記
1 決済金	3,391千円	一般会計より繰入
2 雑収入	90	預金利息 他
3 繰越金	120,905	前年度繰越金
合 計	124,386	

(支 出)

科 目	予算額	付 記
1 繰出金	8,475千円	一般会計繰出金
2 繰越金	115,911	次年度繰越金
合 計	124,386	

## 《平成23年度 職員退職給与金特別会計予算》

(収 入)

科 目	予算額	付 記
1 一般会計繰入金	4,000千円	
2 雑収入	30	預金利息
3 繰越金	32,901	前年度繰越金
合 計	36,931	

(支 出)

科 目	予算額	付 記
1 退職給与金	1千円	
2 繰越金	36,930	次年度繰越金
合 計	36,931	

## 《平成23年度 太陽光発電施設管理運用特別会計予算》

(収 入)

科 目	予算額	付 記
1 売電収入	1,500千円	
2 雑収入	1	預金利息
3 繰越金	0	前年度繰越金
合 計	1,501	

(支 出)

科 目	予算額	付 記
1 繰 出 金	1千円	太陽光発電施設維持管理費
2 繰 越 金	1,500	次年度繰越金
合 計	1,501	

## 太陽光発電への取り組み

平成21年度より取り組んでおります「低炭素むらづくりモデル支援事業」ですが、平成22年度には、合計5ヶ所の散水施設の屋上に太陽光パネルを設置し、平成23年3月より発電を開始しております。

今年の7月には松神管理所へもう1ヶ所追加し、合計6ヶ所・総出力53kW程の設備になる予定です。



また、ソフト事業として、発電状況が分かるモニタを設置したり、公用車に啓発シールを貼付したりしています。



こちらの事業の状況や、『北栄低炭素むらづくり協議会』の詳細につきましては、ホームページ <http://www5.torichu.ne.jp/~h-sakyu/teitanso/> で紹介していますので、ぜひ御覧下さい。

## ☆平成23年度の組合費について

### ◇徴収期日

期別	賦課金種別	賦課期日
1期	維持管理費（前期）	平成23年7月1日～8月1日
2期	維持管理費（後期）	平成23年8月1日～8月31日
3期	畑地帯総合整備事業特別賦課金（前期）	平成23年9月1日～9月30日
4期	畑地帯総合整備事業特別賦課金（後期）	平成23年10月1日～10月31日
5期	ほ場整備事業特別賦課金	平成23年11月1日～11月30日

### ◇徴収金額（10アール当り）

イ	維持管理費	9,400円（前期4,800円・後期4,600円）	償還期間
ロ	畑地帯総合整備事業特別賦課金		平成35年度まで
	下北条地区	7,540円（前期3,740円・後期3,800円）	
	下北条地区（松神暗渠）	9,430円（前期4,730円・後期4,700円）	
	大栄地区	9,410円（前期4,710円・後期4,700円）	
	中北条地区	7,870円（前期3,970円・後期3,900円）	
	中北条地区（江北暗渠）	9,730円（前期4,830円・後期4,900円）	
ハ	ほ場整備事業特別賦課金	江北浜東新田場地区 2,220円 国坂地区 9,180円	本年度で完済 平成26年度まで

#### ●組合費の全額納付及び特別賦課金の繰上償還について

期別で賦課しております組合費を、1期（7月）で全額納付していただくことができます。

ご希望の方は、6月15日までに改良区に申し出て下さい。

また、特別賦課金（上記徴収金額のロ・ハ）を全額繰上償還していただくこともできます。

こちらは随時受け付けておりますので、改良区まで申し出て下さい。（償還額はP.6決済金の2.イ.ロを参照）

#### ●ほ場整備事業特別賦課金について

5期（11月）に納めていただいております、ほ場整備事業特別賦課金は、江北浜東新田場地区・国坂地区の償還金です。

その他の地区は償還完了しておりますので、5期の賦課はありません。

#### ●組合費の口座振替（自動引落）について

組合費の口座振替は、ゆうちょ銀行・鳥取中央農協・鳥取銀行のみ取り扱っております。

組合費の納入は、安全で納め忘れの心配もなく、納期ごとに金融機関に出かける手間もはぶける便利な口座振替をぜひご利用ください。

口座振替依頼書は上記の金融機関（農協・鳥取銀行のみ）及び北条砂丘土地改良区にあります。

※「ゆうちょ銀行」を利用される場合には、専用の申込書での手続きが必要です。

希望の方は事前に改良区まで連絡をお願いします。

#### ●こんなときは必ず手続きをお願いします

農地の権利関係が、次の事由により異動したときは必ず土地改良区に届け出て下さい。

（組合員資格得喪通知書は改良区にあります。）

1. 組合員の死亡
2. 土地の売買・譲渡
3. 住所や氏名の変更
4. 農業者経営移譲年金を受給

#### ●滞納処分について

組合費の支払いが滞っている場合には、土地改良法第39条第5項により、滞納処分の法的手続きをとり財産を差し押さえることがありますので、ご注意ください。

## ★地区除外の取り扱いについて★

1. 農地転用（地区除外）を計画される場合には、まず土地改良区にご相談下さい。
2. 畑総事業完了後8年間を経過しない段階での地区除外は、国・県への補助金返還が必要となる場合があります。
3. 道路、河川用地等の公共事業として用地買収される場合、下表のとおり決済金が必要です。

※ 公共用地買収であっても、地区除外の申請手続きと決済金が必要です。地区除外の手続きと決済金を納めていただかないと、いつまでも賦課金が賦課されますので、用地交渉の時に「北条砂丘土地改良区の受益地」であることを言って、後日に問題が残らないようにお願いします。

(注)

1) 維持管理費決済金は、今後、改良区の運営及び施設を管理していくための費用を決済していただくものです。

2) 償還金決済金は、国、県の補助を受けて実施した事業の借入金の未償還額を決済していただくもので、決済金は全額償還に充当するものです。

### 〔平成23年度 地区除外決済金〕

1	維持管理費決済金（10アール当り）	107,846円
2	償還金決済金（10アール当り）	
	イ ほ場整備事業	
	国坂地区	6,778円
	□ 畑地帯総合整備事業	
	下北条地区	44,683円
	下北条地区(松神暗渠)	56,474円
	大栄地区	68,235円
	中北条地区	64,825円
	中北条地区(江北暗渠)	84,069円

## ☆組合員の皆様へお知らせとお願い☆

### ホームページを開設しています。

昨年の7月より、北条砂丘土地改良区のホームページを開設しています。アドレスは、<http://www5.torichu.ne.jp/~h-sakyu/> です。携帯電話版も作成しています。右のQRコードからアクセスして下さい。



### 電磁弁の上に物を置かないで！

最近、電磁弁ボックスの上に物をのせたり、周りに農業資材などを置かれていることがあります。水が出ない、あるいは止まらない時には、早急に電磁弁を点検しなければなりません。ボックスを外すのにかなりの時間を費やすケースが増えてきています。迅速な点検作業を行うため、電磁弁の周りに物を置かれないよう、ご協力よろしくお願いします。

### 国道、県道へ飛散するスプリンクラーについてお願い

近年、鳥取県への観光等が増加しており国道、県道の交通量も増えている状況であります。と同時に国道、県道へ直接飛散するスプリンクラーがあると苦情の連絡も多く受けております。土地改良区職員で点検を行っておりますが、国道、県道沿いに畑を所有されておられる組合員さんの方でも散水時に確認をお願いいたします。※プロテクターネット、パートクラ（半回転）等、取り扱っておりますのでご連絡下さい。

## 新 役 員 の 紹 介

平成23年3月25日の総代会において行われた役員補欠選挙により、北尾の穂田紘一さんが無投票で理事に当選されました。